

◆資源管理、漁船漁業等に関する指導

担当地区市場におけるセリ巡回

水産海洋技術センター 秋田雄一

1 目的

当職が担当している本島中南部東海岸の主要な漁協では、主に所属の組合員が漁獲した水産物のセリが行われている。そこで、各漁協のセリにおける水揚げの状況や、漁協職員及び漁業者からの情報収集のため、各漁協を巡回した。

また、これらの市場では、漁獲体長制限による資源管理が実施されているシロクラベラやスジアラや、イセエビ・セミエビ類が多く水揚げされることから、これらの体長を計測した。

2 方法

令和6年(2024年)4月～令和7年(2025年)3月に、中城浜漁港(佐敷中城漁協中城支所)、泡瀬漁港(沖縄市漁協)、平敷屋漁港(勝連漁協)、平安座漁港(与那城町漁協)及び海野漁港(知念漁協)をそれぞれ各月1回ずつ巡回し、水揚げされた沿岸性魚介類の種と体長(尾叉長)を記録した。また、イカタコ、イセエビ類については、それぞれ所定の部位(外套長、頭胸甲長、殻長など)を測定したほか、雌雄や抱卵状況などを判別し記録した。

これらの定量的な調査のほかに、漁協のセリ担当職員から各水産物の水揚げの状況や市場について適宜聞き取りによる情報収集・データ整理を行った。

3 結果と考察

令和6年度(2024年度)に各市場を巡回した日時とその調査内容について表1に整理した。

各市場において主要な漁獲物の体長を測定したところ、一部の市場では、委員会指示の制限体長に満たないシロクラベラの水揚げが見られ、セリへの上場を控えるよう指導した事案が生じた。そこで、図1の資料を市場ごとに作成し、巡回時に配布して委員会指示を遵守するよう指導した。

本調査を実施した令和6年時点で、沖縄本島東海岸におけるスジアラ・シロクラベラの公的規制(委員会指示による漁獲体長制限)適用から5年(平成31年(2019年)4月:沖縄海区漁業調整委員会指示31第3号)が経過しており、制度については一定の周知が図られているものと考えられる。一方で、委員会指示違反が疑われる事案も散見されたことから、引き続き漁業者や漁協への指導が必要と考えられる。

今後も担当地区における沿岸性魚介類の水揚げ状況等の情報収集を継続するとともに、資源管理に関する規則の周知徹底と対象資源の持続的利用を促すため、継続的に巡回指導していきたい。

なお、イセエビ類及びセミエビ類については、調査期間中に調整規則違反となる漁獲物の水揚げは見られなかった。

また本調査では、計測対象としなかったマチ類(深層性フエダイ類)についても、沖縄海区漁業調整委員会指示により、成長乱獲の

抑制を目的に、小型魚が釣れた場合の漁場移動を呼び掛けている（沖縄海区漁業調整委員会指示5第2号）。しかしながら近年、日台漁場監視事業による操業で小型のマチ類を採捕し、水揚げする事案が目立ち、仲買や一本釣り

り漁業者から不満の声が聞かれる。資源の合理的利用を図り、多獲による価格の下落を防止するためにも、こうした事案についても啓もうを図っていく必要があると考えられる。

表 1 令和 6 年度に巡回した市場とその調査概要

調査日	巡回先	概要
令和 6 年 4 月 26 日	知念漁協	知念漁協セリにおける水揚げ状況調査および、今漁期の知念漁協におけるソデイカ水揚げ状況について現地の状況を確認および関係者から情報を聞き取った。また、志喜屋漁港でモズクの水揚げ状況について担当者から話を伺った。
令和 6 年 5 月 17 日	知念漁協	知念漁協セリにおける水揚げ状況を調査した。また、スジアラ・シロクラベラの委員会指示ポスター及びチラシの配付と指示遵守について指導した。 また、スマート機器設置補助事業について紹介した（大型定置：照喜名氏）ほか、志喜屋漁港でモズクの水揚げ状況について担当者から話を伺った。
令和 6 年 5 月 28 日	佐敷中城（中城浜）、沖縄市、勝連、与那城町漁協	左記の 4 漁協を巡回し、水揚げ状況を調査した。沖縄市漁協では、日台漁業監視事業による一本釣りの漁獲物水揚げされており、小型のハチジョウアカムツが目立った。日台漁業監視事業では、近年資源管理意識の低い漁業者により尾叉長 30 cm に満たないハマダイ（アカマチ）が多く水揚げされているといい、仲買人や、元来マチ釣りに従事してきた漁業者から苦情が寄せられているという。 また、勝連漁協でモズクの収穫状況や新加工場の稼働状況について聞き取った。
令和 6 年 6 月 14 日	知念漁協	知念漁協セリにおける水揚げ状況を調査した。この際、セリには出されなかったが、委員会指示に定める制限体長に満たないスジアラの漁獲物が見られた（持ち込み時にセリ長が別途保管）。当職からは、委員会指示の遵守について再度依頼したが、先月に続いて指導しており、指示の遵守に向け意識の向上が必要である。

令和6年6月21日	佐敷中城（中城浜）、沖縄市、勝連、与那城町漁協	左記の4漁協を巡回し、水揚げ状況を調査した。 また、勝連漁協において、モズクの廃網処分状況についてその量や、費用について聞き取った。
令和6年7月10日	知念漁協	知念漁協セリにおける水揚げ状況を調査した。先週土曜（7月6日）は、スクの接岸が予想されていたが、知念周辺には見られず、水揚げもなかった。 またこの日は、6隻により、トビイカ約1,160 kg（126山）の水揚げがあり、職員約10名がサイズによる選別と検量、陳列に追われていた。
令和6年7月19日	佐敷中城（中城浜）、沖縄市、勝連、与那城町漁協	左記の4漁協を巡回し、水揚げ状況を調査した。 また、巡回時にナミハタの集団遺伝に関する研究への調査依頼、マグロ類のヤケ発生状況の聞き取りをおこなった。
令和6年8月2日	佐敷中城（中城浜）、沖縄市、勝連、与那城町漁協	左記の4漁協を巡回し、水揚げ状況を調査した。 8月1日の解禁に伴い、中城浜漁港では、活のシマイセエビのほか、カノコイセエビの水揚げがあった。 また沖縄市漁協では、委員会指示の制限体長に満たないスジアラとシロクラベラの水揚げが見られたため、セリ担当者と参事に口頭で注意し、指示を遵守するよう指導した。
令和6年8月9日	知念漁協	知念漁協セリにおける水揚げ状況を調査した。またこの日は、7隻により、トビイカ約1,400 kgの水揚げがあったが、漁獲物のうち、仲買が落札したのは、わずか15山（120 kg）で、残りは漁協買取（500円/kg）で冷凍されていた。
令和6年9月5日	佐敷中城（中城浜）、沖縄市、勝連、与那城町漁協	左記の4漁協を巡回し、水揚げ状況を調査した。
令和6年10月1日	佐敷中城（中城浜）、沖縄市、勝連、与那城町漁協	左記の4漁協を巡回し、水揚げ状況を調査した。 今回の調査では、おおむねすべて全長35cmを上回っていたが、きわどいサイズの個体を水揚げした漁業者に委員会指示違反の恐れがあることを説明し、注意を促した。

		また、市場の巡回と合わせ、勝連及び与那城地区のモズク養殖漁業者の培養施設を巡回し、状況を確認した。
令和6年11月15日	知念漁協	知念漁協セリにおける水揚げ状況を調査した。セリ調査後に、セリ担当職員に、研究班が実施しているソデイカの標本船調査の協力について依頼したほか、志喜屋の培養施設を巡回し、不調が疑われる水槽の状況を確認した。
令和6年12月10日	佐敷中城（中城浜）、沖縄市、勝連、与那城町漁協	左記の4漁協を巡回し、水揚げ状況を調査した。沖縄市・勝連漁協では、図1の資料とともにスジアラ・シロクラベラの委員会指示に関する周知を図った。
令和6年12月24日	知念漁協	知念漁協セリにおける水揚げ状況を調査した。またセリ調査後に、セリ担当者に対して、委員会指示によるスジアラ・シロクラベラの漁獲体長制限に関するチラシを配布した。この際、漁獲だけでなく所持・販売も違反となることを説明し、チラシを活用して違反の未然防止に努めてもらうよう依頼した。
令和7年1月10日	佐敷中城（中城浜）、沖縄市、勝連、与那城町漁協	左記の4漁協を巡回し、水揚げ状況を調査した。巡回の際、令和6年度生産者会議（セリ長会議）のアンケートについて周知した。 また、今期の本モズク育成状況について、勝連漁協大城職員と、与那城町漁協玉城周平漁業士から話を伺った。
令和7年1月21日	知念漁協	知念漁協セリにおける水揚げ状況を調査した。電灯潜りの漁獲物では、シロクラベラが複数水揚げされていたが、いずれも委員会指示の制限体長を上回っていた。
令和7年2月7日	知念漁協	知念漁協セリにおける水揚げ状況を調査した。今回水揚げされていたスジアラとシロクラベラは、いずれも委員会指示の制限体長を上回っており、また漁協職員が陳列前に折れ尺で体長を測って確認していた。

令和 7 年 3 月 5 日	知念漁協	知念漁協セリにおける水揚げ状況を調査した。また、知念漁協では、2 月 25 日から業者買取のモズク水揚げが始まり、3 月 1 日から漁協出荷分の水揚げと、加工場が稼働開始した。これを受け、現地の状況を確認し、担当者から状況を聞き取った。
令和 7 年 3 月 14 日	佐敷中城（中城浜）、沖縄市、勝連、与那城町漁協	左記の 4 漁協を巡回し、水揚げ状況を調査した。
令和 7 年 3 月 26 日	知念漁協	知念漁協セリにおける水揚げ状況を調査した。また知念漁協では、3 月 1 日から漁協出荷分の水揚げと、加工場が稼働開始した。これを受け、現地の状況を確認し、担当者から状況を聞き取った。

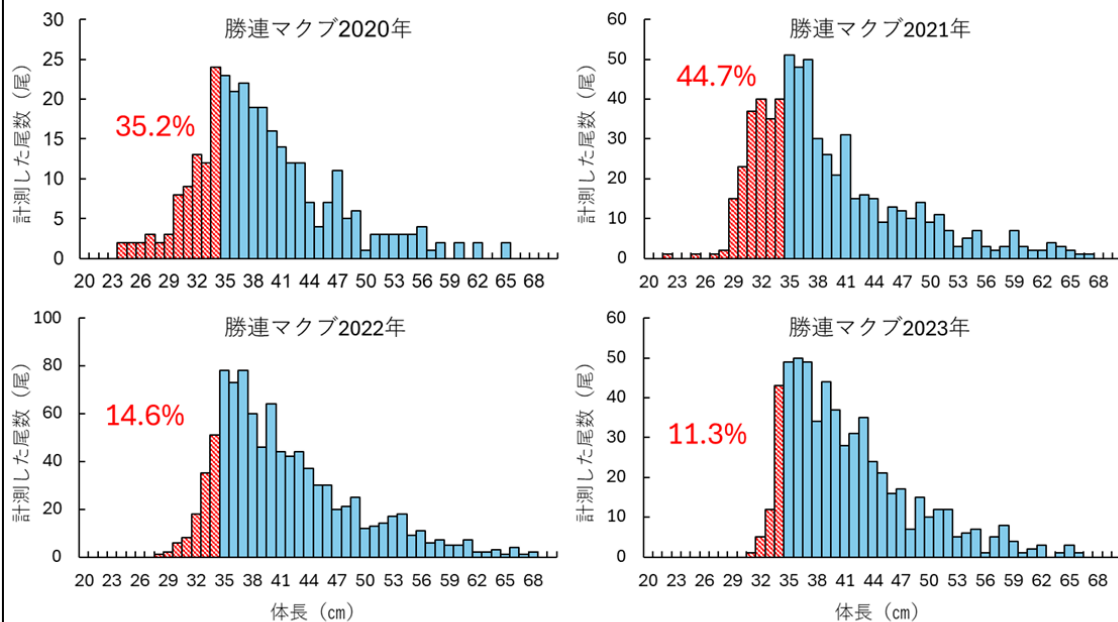
アカジン・マクブの漁獲体長制限について

沖縄海区漁業調整委員会指示により、県内全域において、
全長40cm未満のアカジン、35cm未満のマクブの

採捕・所持・販売が制限されています！

- ・ 東海岸では、平成31年（2019年）から委員会指示を適用。
- ・ 令和5年（2023年）からは、全県で漁業・遊漁を問わず採捕を制限。

勝連漁協におけるシロクラベラの体長制限の達成状況



- ・ 委員会指示“努力目標”ではなくルールで、**違反すると警告や罰則もあります**
- ・ モズクメインの勝連漁協にとって、マクブはモズクオフシーズンの重要な漁獲物
- ・ 持続的に利用していくためにも、資源管理の徹底を！

図1 市場巡回時に委員会指示の遵守を指導するために作成した資料